

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月28日

【会社名】 日本ペイントホールディングス株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT HOLDINGS., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 田堂 哲志

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【電話番号】 06 6455 9140

【事務連絡者氏名】 IR広報部IR室長 持田 由希子

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】 03 3740 1110

【事務連絡者氏名】 総務人事本部グループマネージャー 永井 哲夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 315,360,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本ペイントホールディングス株式会社総務人事本部(東京)
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、第193期事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)の有価証券報告書及び臨時報告書を2019年3月28日付で公表いたしました。これに伴い、2019年3月27日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照情報に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年3月27日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

(添付書類の削除)

2018年12月期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

（訂正前）

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度192期(自2017年 1 月 1 日 至2017年12月31日) 2018年 3 月29日関東財務局長に提出

第192期有価証券報告書(自2017年 1 月 1 日 至2017年12月31日)に係る訂正報告書2018年 4 月 2 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 193期第 1 四半期(自2018年 1 月 1 日 至2018年 3 月31日) 2018年 5 月15日関東財務局長に提出

事業年度 193期第 2 四半期(自2018年 4 月 1 日 至2018年 6 月30日) 2018年 8 月10日関東財務局長に提出

事業年度 193期第 3 四半期(自2018年 7 月 1 日 至2018年 9 月30日) 2018年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2019年 3 月27日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2018年 3 月29日に、また金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を2019年 3 月27日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年 3 月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年 3 月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 193期（自2018年 1 月 1 日 至2018年12月31日） 2019年 3 月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年 3 月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を2019年

3月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年3月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年3月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。